

## 公社等外郭団体の改革方針（案）

団体名	(財)千葉県青少年協会		所管所属名	環境生活部県民生活課	
事業内容	<p>青少年の健全育成及び福祉の増進に関する事業を行い、もって青少年の自主的活動の助長に寄与すること及び男女共同参画社会の形成に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年育成事業</li> <li>・ 千葉県青少年女性会館管理運営事業（指定管理者事業）</li> </ul>				
財務状況	年度（単位：千円）		H18	H19	H20
	貸借対照表	総資産	47,107	56,977	48,003
		負債	31,201	39,979	34,970
		資本	15,906	16,998	13,033
		累積損益	14,906	12,998	9,033
	損益計算書	総収入	123,010	138,943	131,771
		経常損益	782	1,093	3,965
		当期損益	782	1,093	3,965
		減価償却前当期損益	1,171	1,620	3,373
		借入金残高	0	0	0
	県財政支出	委託料	33,818	33,818	33,818
		補助金・負担金	65,749	60,448	70,000
		その他	0	0	0
県関与の必要性 団体の必要性	<p>（団体の必要性）</p> <p>千葉県青少年協会は青少年育成千葉県民会議の運営母体であり、県の青少年健全育成施策推進の中心的役割を担う団体である。</p> <p>千葉県青少年健全育成計画においても、計画推進にあたっては青少年育成千葉県民会議と連携して実施するものと位置付けられており、今後も青少年健全育成施策の実施に欠かせない団体である。</p>				
	<p>（県関与（人的・財政的）の必要性）</p> <p>県の青少年健全育成施策推進の中心的役割を担う団体であることなどから、行政との連携が欠かせないものであり、理事長等役員の派遣など、一定の関与は必要であるとする。</p> <p>また、協会の自主財源は会費等収入 500 万円程度であり、事業実施に当たっては行政からの補助金に頼らざるを得ない状況である。</p>				
過去の見直し方針	分類	関与縮小			
	<p>「県民の意欲や参加に支えられ、県民に広く浸透した運動」の担い手としてふさわしい法人形態のあり方について、国の公益法人制度改革を踏まえ検討する。</p> <p>団体の運営も、県が主体となって支えていくものから県民の参加を広く求める自主事業中心のものへ転換していく。</p>				

現在までの取組状況	<p>平成23年度を目途に公益法人化を目指すため、情報収集や検討を進めている。</p> <p>また、団体運営において、自主事業中心への転換を図るため、19年度途中から理事兼事務局長として民間から人材を登用するなど、管理運営体制の強化を進めている。</p> <p>(以前は事務局長は県からの派遣職員)</p>	
役職員の状況	<p>常勤役員      14 2名      21 2名</p> <p>うち県OB      14 2名      21 1名</p> <p>うち県派遣    14 0名      21 0名</p>	<p>常勤職員      14 35名      21 7名</p> <p>うち県OB      14 0名      21 0名</p> <p>うち県派遣    14 13名      21 0名</p>
課題	<p>県の関与縮小の方針から、自主事業中心の運営への転換を目指し、これまでも職員の減や給与の見直しによる人件費の削減、企業とのタイアップによる共同事業の実施、会員増による収益の増等を進めているが、自主事業中心の運営への転換は困難な状況にある。</p>	
今後の改革方針(案)	分類	関与縮小
	<p>県の関与縮小の方針を踏まえ、青少年育成事業補助金を段階的に減額していく。</p> <p>これに対し、協会は自主財源の確保等による収入の増に努める一方、経費や事務事業の見直しを行う。</p> <p>民間活力の活用及び自主財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業、NPO、民間ボランティア、関連団体等と一層の連携を深めながら事業展開を図る。</li> </ul> <p>(例) 21年度新規事業である「座禅・ものづくり体験」はマザー牧場、鹿野山禅青少年研修所、イオンモール等の企業、団体と連携し、ほとんど事業費の持ち出しなしで事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主財源等の増収を目指す。</li> </ul> <p>人件費の削減をはじめとする更なる経費節減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的な事業を推進し、職員を事業の見直しに応じた最小限の人数とする。</li> </ul> <p>事務事業の精査及び効率的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的な事業推進を図るため、事務事業の見直しを行ない事業費削減を図る。</li> </ul> <p>(公の施設(青少年女性会館)の見直しに応じた見直し事項について)</p> <p>公益財団法人への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年度を目途に公益財団法人への移行を進める。</li> </ul> <p>子ども・若者育成支援推進法の施行に伴う新たな役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年7月8日に公布された子ども・若者育成支援推進法では、行政、民間団体及び国民が一体となって子ども・若者の育成支援を行なうものとされており、青少年協会についても今後新たな役割が期待されている。</li> </ul>	